

社会福祉法人幸充 高齢者虐待防止 指針・対応マニュアル

令和6年10月10日 改定

はじめに

当法人は利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法、介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」と略す。）第20条（注1）で求められている、高齢者虐待の防止等のための措置を明確にするため本マニュアルを定める。

目次

1. 基本方針.....	2
2. 虐待の定義.....	2
3. 虐待の種類	2
4. 介護施設職員の虐待行為	3
5. 施設長の責務	3
6. 職員の責務	3
7. 高齢者虐待防止委員会	3
8. 研修の実施	4
9. 行為に対する処分.....	4
10. 虐待防止対策フロー	4
11. 虐待等に係る苦情解決方法.....	5
12. 成年後見制度の利用支援に関する基本方針.....	5
13. 当指針の閲覧.....	5
注釈	6
高齢者虐待チェックリスト（気づき編）	7
高齢者虐待チェックリスト（発見編）	8

参考資料：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

1. 基本方針

(1) 苦情処理の徹底

施設内における高齢者虐待を防止するために、施設は、利用者及びその家族等からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決するよう最大限の努力をする。

(注1：高齢者虐待防止法第20条参照)

(2) 虐待の早期発見

日々の利用者のモニタリングにより、高齢者虐待の兆候を早期に発見するよう努めると共に、兆候が現れた利用者については、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、その状況について分析し、虐待の有無を検証する。(注2：高齢者虐待防止法第5条第1項参照)

(3) 市町村への通報

職員は、施設内外での高齢者虐待の早期発見に努め、高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、その利用者の生命または身体に重大な危険が生じているときは、速やかに、これを市町村に通報する。

また、この通報をなした職員に関し、そのことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを行わない。(注5：高齢者虐待防止法第21条第7項参照)

2. 虐待の定義

本マニュアルでいう高齢者虐待とは、介護施設において、職員が意図的に利用者に対して不適切な取り扱いをすることを言う。

3. 虐待の種類

(1) 身体的虐待

暴力的行為などで身体にあざ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。

(2) 介護・世話の放棄・放任

意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護者のおこなうべきサービス提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させること。

(3) 心理学的虐待

脅かしや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって精神的、情緒的苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

(5) 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭を理由なく制限すること。または、詐欺が含まれる。

4. 介護施設職員の虐待行為

高齢者虐待防止法第 2 条第 5 項に掲げられている、介護施設職員の虐待行為とは以下の事態を指す。

- ① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ⑤ 高齢者の財産を不当に処分することその他、当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5. 施設長及び管理者の責務

施設長及び管理者は苦情処理の体制を整備するとともに、職員に対する高齢者虐待に関する研修の実施、虐待防止の各種措置を講ずる責務を負う。（注 6 参照）

6. 職員の責務

職員は日頃より、利用者のモニタリングを励行し、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

ここでいう、「思われる」というのは、確たる証拠を必要とするものではない。

また、職員は、虐待に至らないまでも、その兆候を発見したときには、速やかに施設長及び管理者に報告する責務を有する。

7. 高齢者虐待防止委員会の設置

(1) 次に掲げるもので構成する。

- ア 施設長（管理者）
- イ 看護職員
- ウ 介護職員
- エ 生活相談員
- オ 介護支援専門員
- カ 管理栄養士

(2) 上記職種より委員長を選任する。

(3) 委員会は委員長が召集し、議論すべき事項は、委員にあらかじめ通知する。

(4) 3 ヶ月に 1 回又は必要時に委員会を開催する。

8. 研修の実施

(1) 高齢者の権利擁護について基本的な学習をおこない、常に適正な介護支援に努めることとする。また、ケアの技術や虐待に繋がる不適切ケアの研修や事例検討によって職員自らが意識を高め、実践につなげることとする。

(2) 高齢者虐待防止法の仕組みと留意すべき点を理解する。

(3) 権利擁護の観点から施設運営を考え、サービス向上と相互の意識向上を図ることとする。

(4) 研修は年2回以上開催することとする。

9. 行為に対する処分

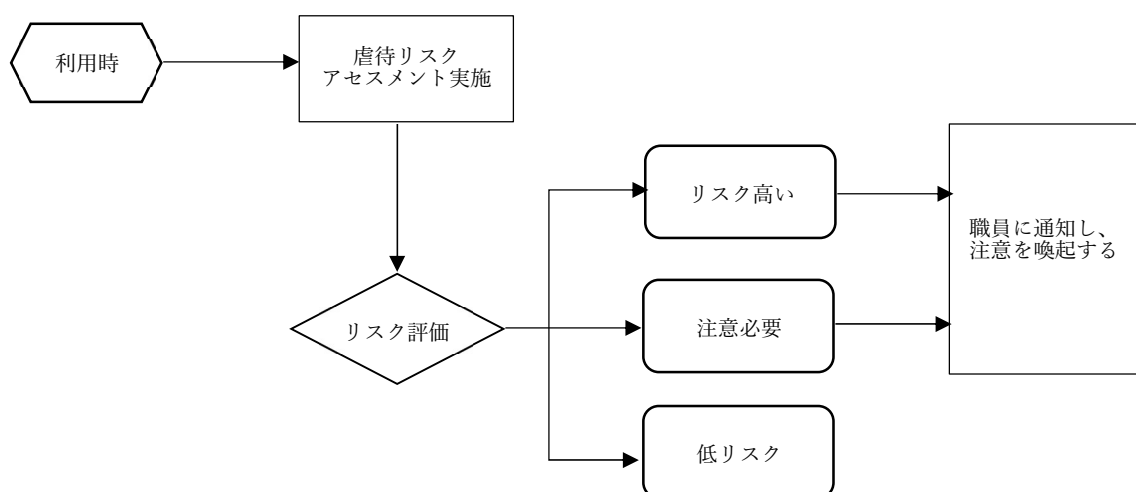
利用者に対して虐待行為が明らかとなったときは、法人の定める就業規則の職員懲罰に関する規定にかかわらず、その状況内容にもとづいて厳罰に処するものとし、原則として懲戒解雇の処分をおこなうこととする。

10. 虐待防止対策フロー

(1) 利用時の虐待リスクを評価する

- ① 計画作成担当介護支援専門員等は利用時に当該利用者の虐待リスクを評価する。
- ② 施設長及び管理者は上記の結果、虐待リスクが高い、又は要注意の場合は、全職員に口頭ないしは文書で通知し、注意を喚起する。

【利用時の虐待リスク・アセスメントのフロー】

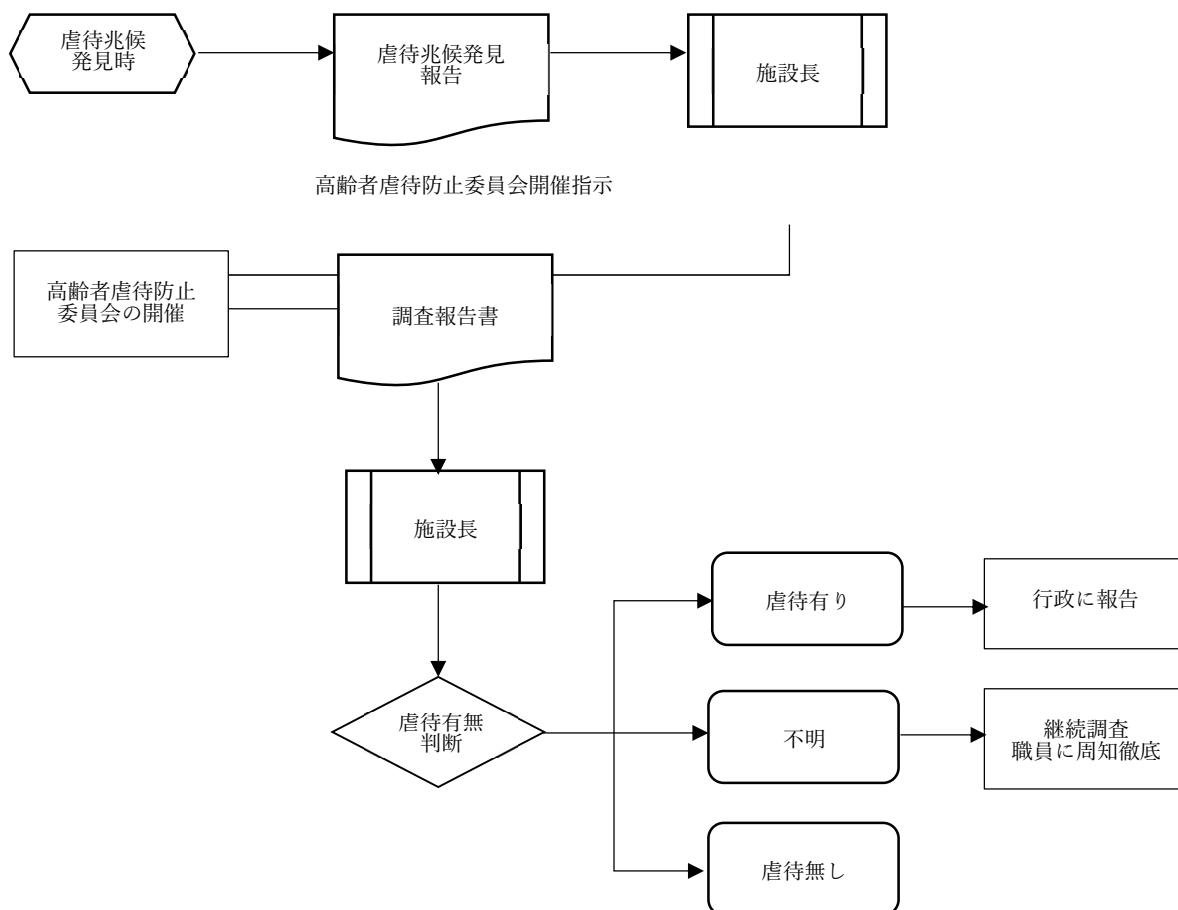


(2) モニタリングにより虐待の兆候を早期に発見する

- ① 施設の全ての職員は、虐待の兆候があった場合、「ひやりはっと報告書」や「事故報告書」に記入し、施設長及び管理者に直接提出しなければならない。
- ② 施設長及び管理者は虐待の兆候発見報告が提出された場合、高齢者虐待防止委員会を招集しなければならない。
- ③ 高齢者虐待防止委員会においては、必要に応じて虐待の被害者及び加害者として疑われている人を出席させることができる。
- ④ 高齢者虐待防止委員会において虐待の可能性について慎重に調査し、5日間以内に「調査報告書」を施設長及び管理者に提出する。(在宅のケースは「職員」を「事業者」「家族」と置き換える)
- ⑤ 施設長及び管理者は「調査報告書」を慎重に検討し、速やかに対策を講じる。

- ⑥ 虐待が認められた場合ないしは、かなりの確度で虐待が疑われる場合、施設長及び管理者は速やかに、行政に報告するものとする。

【虐待兆候発見時のフロー】



11. 虐待等に係る苦情解決方法

- ①虐待等の苦情相談は、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- ②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- ③対応の結果は相談者に報告する。

12. 成年後見制度の利用支援に関する基本方針

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

13. 当指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、玄関ホール等に備え付ける。また、事業所ホームページでも公開する。

注釈

(注 1) (養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置) 第 20 条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(注 2) (高齢者虐待の早期発見等) 第 5 条第 1 項 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士 その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

(注 3) (養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等) 第 21 条第 1 項 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

(注 4) 第 21 条第 6 項 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

(注 5) 第 21 条第 7 項 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(注 6) 第 20 条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

高齢者虐待チェックリスト（気づき編）

あなたの身のまわりで、このようなことはありませんか？
チェックしてみましょう！

- 言う事を聞かないので、ののしったり、叩いたり、蹴ったりしてしまう。
- 高齢者が食事をなかなか食べないので、介護者が無理やり口に入れる。
- 高齢者が話しかけているのを意図的に無視する。
- 経済的な問題はないのに費用のかかるサービスを受けさせないなど、高齢者のためにお金をかけない。
- 高齢者に元気がなかったり、不自然な体重の増減がある。
- 高齢者が過度の恐怖心、おびえを示す。あるいは、強い脱力感、あきらめ、なげやりな態度をみせる。
- 失禁したことを責めたり、人前でそのことを話し、恥ずかしい思いをさせる。
- 外見が悪いので、外出させないよう閉じ込めたり、訪ねてくる人があっても会わせない。
- 認知症により徘徊するので部屋に鍵をかける。
- 高齢者の年金や預貯金を管理し、本人に無断で使う。
- 病気であるのに医師の診断を受けさせない。
- ベッドから落ちないようにしばりつける。
- 介護が大変なので入浴をさせず、高齢者の身体から異臭がする。
- 部屋の中にごみを放置するなど、ひどい住環境で生活させる。
- 水分や食事を十分に与えていないため、脱水症状や栄養失調の状態にある。
- 高齢者宅からの怒鳴り声、悲鳴、うめき声や物を投げる音がする。

高齢者虐待チェックリスト（発見編）

虐待が疑われる場合の「サイン」として、以下のチェックをします。複数のもの にあてはまると、疑いの度合いはより濃くなってきます。

[身体的虐待のサイン]

- 身体に小さなキズが頻繁に見られる。
- 大腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれが見られる。
- 回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。
- 頭、顔、頭皮等にキズがある。
- 臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
- 急におびえたり、恐ろしがったりする。
- 「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
- キズやあざの説明のつじつまが合わない。
- 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
- 主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。

[心理的虐待のサイン]

- かきむしり、嘔み付き、ゆすり等がみられる。
- 不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
- 身体を萎縮させる。
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
- 食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒否）がみられる。
- 自傷行為がみられる。
- 無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする。 [性的虐待のサイン]
- 不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
- 肛門や性器からの出血やキズがみられる。
- 生殖器の痛み、かゆみを訴える。
- 急におびえたり、恐ろしがったりする。
- ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
- 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
- 睡眠障害がある。
- 通常的生活行動に不自然な変化がみられる。

[経済的虐待のサイン]

- 年金や財産収入等があることは明白なのにも関わらず、お金がないと訴える。
- 自由に使えるお金がないと訴える。
- 経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない。
- お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
- 資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しい。
- 預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。